

徳川みらい学会 会則

第1条（名称）

本会は、徳川みらい学会（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、静岡商工会議所 静岡事務所（静岡市葵区黒金町）に置く。

第3条（目的）

本会は、徳川時代の知恵や歴史的意義についての研究を行い、これを未来の日本、そして世界へと発信することにより、人類の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講演会、討論会、見学会、研究発表会の開催
- (2) 機関誌（会報）の発行
- (3) 徳川時代についての理解を深める啓発事業
- (4) 徳川時代の知恵を政策に活かしていくための提言事業
- (5) 徳川時代の調査・研究に関する事業
- (6) 会員相互の親睦に関する事業
- (7) その他、本会の目的に合致する事業

第5条（会員）

本会の会員は、第3条の目的に賛同する個人または法人とする。

第6条（入会）

本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 30名以内
 - (4) 監事 1名
- 2 理事および監事は総会において選任し、会長および副会長は総会において理事の互選により選任する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第8条（役員の職務）

- 会長は本会を代表し、総会および理事会を主宰して会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成して業務の執行を決定するとともに、本会の運営にあたる。
 - 4 監事は本会の業務と会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条（名誉会長）

- 本会に名誉会長1名を置くことができる。
- 2 名誉会長は、総会の承認を得て委嘱する。
 - 3 第7条第3項（役員の任期）の規定は、名誉会長について準用する。

第10条（顧問）

- 本会に顧問 若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
 - 3 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
 - 4 第7条第3項（役員の任期）の規定は、顧問について準用する。

第11条（参与）

本会に参与30名以内を置くことができる。

- 2 参与は、本会の事業遂行に関する重要な事項に参与する。
 - 3 参与は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
 - 4 第7条第3項（役員の任期）の規定は、参与について準用する。
- 第12条（アドバイザーボード委員）
- 本会は、理事会の承認を得て アドバイザーボード委員 若干名（うち1名はコーディネーター）を置くことができる。
- 2 アドバイザーボード委員は学識経験者をもってあて、本会運営に係る助言・提言を受ける。同委員は役員と兼務できる。
 - 3 コーディネーターはアドバイザーボードを招集し、その議長となる。
- 第13条（作業部会）
- 本会に専門的知識を有する作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の運営については、別に細則を定める。
- 第14条（事務局）
- 本会事務所に事務局を置く。事務局を主管する事務局長は、理事会において会長が指名する。
- 2 事務局の運営については、別に細則を定める。
- 第15条（総会）
- 本会は、毎年1回通常総会を開催する。
- 2 総会は会長が招集して議長となり、理事および監事の選任、事業計画・事業報告、予算・決算等の重要事項を審議する。
 - 3 議決は出席会員の過半数により、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 4 理事会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時総会を開催するものとする。
- 第16条（理事会）
- 理事会は会長が招集して議長となり、総会に付する事項、その他 本会の運営に関する事項、および会員入退会の諾否を審議する。
- 2 議決は出席理事の過半数により、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第17条（経費）
- 本会の経費は、会費・寄付金・補助金・負担金・その他収入をもってあてる。
- 第18条（会費）
- 本会の会費は、個人会員が年間1万円、法人会員が年間5万円（1口）とする。
- 2 会費は一括前納とし、既に納入した会費は原則として返戻しない。
 - 3 年度途中の入会の場合、年間会費額を12で除して得た額に、当該年度の残存月数を乗じて得た額とし、100円未満は切り捨てとする。
- 第19条（会計年度）
- 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第20条（退会）
- 本会を退会しようとするものは、所定の退会届を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 2 個人会員本人の死亡、法人会員の事業廃止、および2年間にわたる会費滞納があった場合は、理事会の承認を得て退会とする。
- 第21条（除名）
- 本会の会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または本会に重大な損害を及ぼした場合は、理事会の承認を得て除名することができる。
- 第22条（運営細則）
- 本会の運営に必要な細則は、理事会において定める。
- 第23条（会則の変更）
- 本会則の変更は、総会の決議による。
- 〈付 則〉
- 本会則は、平成25年4月18日から施行する。

事務局運営細則

第1条（事務局の組織）

徳川みらい学会（以下、「本会」という。）の事務局は、事務局長および若干名の事務局員により構成する。

第2条（事務局の業務）

事務局は、総会・理事会・監事の指示にもとづき、次の業務を行う。

- (1) 本会の年間事業計画の立案に関する事項
- (2) 予算案・決算案の作成等の会計実務および財産管理に関する事項
- (3) 総会・理事会等の議事録作成、その他文書作成・発送・保管等に関する事項
- (4) 会員を対象とする講演会・討論会・見学会等の立案実施に関する事項
- (5) イベントやキャンペーンなど対外PR企画の立案実施に関する事項
- (6) 会員の維持・増強に関する事項
- (7) 会員間の親睦行事に関する事項

2 事務局の業務は、理事会の承認により外部に委託することができる。

第3条（会費等の払い込み）

会費等の払い込み口座は、静岡銀行 呉服町支店 普通預金 №1873338（口座名義：徳川みらい学会）とする。

〈付 則〉

本細則は、平成25年4月18日から施行する。

作業部会細則

第1条（作業部会の組織）

徳川みらい学会（以下、「本会」という。）の作業部会は、部会長および若干名の部員により構成する。

第2条（作業部会の業務）

作業部会は、総会・理事会・監事の指示にもとづき、次の業務を行う。

- (1) 学術的な資料の収集、研究に関する事項
- (2) 研究成果の発信に関する事項
- (3) その他

〈付 則〉

本細則は、平成25年4月18日から施行する。

徳川みらい学会 役員

(順不同／敬称略)

名誉会長	公益財団法人 徳川記念財団 理事長	徳川 恒孝
会長	静岡県立美術館 館長	芳賀 徹
副会長	静岡文化芸術大学 学長 静岡商工会議所 会頭 浜松商工会議所 会頭 岡崎商工会議所 会頭	熊倉 功夫 後藤 康雄 御室 健一郎 古澤 武雄
理事	久能山東照宮 宮司 静岡大学 名誉教授 静岡大学 名誉教授 静岡産業大学総合研究所 主任研究員 東京藝術大学大学院 教授 静岡文化芸術大学 准教授 静岡商工会議所 副会頭 日本放送協会 静岡放送局長 (株)静岡朝日テレビ 取締役会長 (株)テレビ静岡 取締役相談役 (株)静岡第一テレビ 代表取締役社長 静岡新聞社・静岡放送 取締役会長 静岡県 文化・観光部長 静岡市 生活文化局長 浜松市 市民部 文化振興担当部長 岡崎市 文化芸術部長	落合 偉洲 小和田 哲男 本多 隆成 中村 羊一郎 藪内 佐斗司 磯田 道史 櫻井 透 正木 清貴 河合 久光 曾根 正弘 佐藤 三千男 松井 純 下山 晃司 三宅 衛子 村木 恵子 木 俣 弘 仁
監事	弁護士	河野 誠
顧問	静岡県知事 静岡市長 浜松市長 岡崎市長	川勝 平太 田辺 信宏 鈴木 康友 内田 康宏

参	与	静冈商工会議所 静冈商工会議所 静冈商工会議所 浜松商工会議所 浜松商工会議所 浜松商工会議所 浜松商工会議所 岡崎商工会議所 岡崎商工会議所 岡崎商工会議所	頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭 頭頭頭頭頭頭頭頭頭頭	水酒岩山岡大宮石大田服小 島井崎田本部賀川井林口部原 章公清訓佳比呂正義市竜良 隆夫悟史英男孝勇勝郎也男睦
---	---	--	--	--

任 期 平成25年4月18日から2年間